

国立函館工業高等専門学校 いじめ防止等基本計画

令和2年6月 制定

令和6年3月 改正

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| 1. 策定に至る経緯 | 3 |
| 2. ポリシーによるいじめの定義 | 4 |
| 3. いじめ防止対策委員会 | 4 |
| 4. いじめ問題への基本姿勢 | 6 |
| 5. いじめ防止プログラム | 8 |
| 6. いじめ早期発見・事案対策マニュアル | 11 |
| 7. 函館高専いじめ防止 PDCA サイクル(概要図) | 15 |
| 参考1. 函館工業高等専門学校いじめ防止基本方針 | 16 |
| 参考2. いじめ各種相談窓口 | 22 |

1. 策定に至る経緯

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定。最終改定平成29年3月14日。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであると認識し、機構及び機構が設置する高等専門学校（以下「学校」という。）における全ての学生の尊厳が保持され安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、事案対処をいう。以下、同じ。）の対策を総合的かつ効果的に推進するため「独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー」（平成26年3月27日理事長裁定。最終改定令和2年4月30日。以下「ポリシー」という。）を定めました。更に、機構は、学校が本ポリシーにのっとり適切にいじめ防止等の対策を実施するための基本的な指針である「独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を定めました。

国立高専機構函館工業高等専門学校（以下「本校」という。）でも、「法」と「国の基本方針」に基づき、平成27年にいじめの防止等に関する基本理念、いじめの防止対策、いじめの早期発見への取組み及びいじめを認知した場合の対応等を定めた「函館工業高等専門学校いじめ防止基本方針」（以下「本校の基本方針」という。）を制定しています。さらに、この基本方針の運用に実効性を備えた「函館工業高等専門学校いじめ防止等基本計画」（以下「本校の基本計画」という。）を策定致しました。

2. ポリシーによるいじめの定義

「いじめ」とは、学生に対して、当該学生が在籍する学校に在籍している等当該学生と一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に該当するか否かについては、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた学生の立場に立ち、学生の感じる被害性に着目して判断しなければならない。本校教職員は、「もし自分が」、「自分の子供が受けたら」、という当事者意識を以て「いじめ」に対応する。ただし、己の経験に溺れず、俯瞰して状況を判断し、誠心誠意を持って、全学的に「いじめ」問題解決に取り組む。

3. いじめ防止対策委員会

- 総合学生支援センター定例会構成員を以て組織する。

校長

教務主事

学生主事（主査）

寮務主事

専攻科長

学年主任（1～5年生）

学習支援室長

学生相談室長

進路支援室長

女子学生支援室長

留学生支援室長

保健室

事務部長

学生課長

学生課長補佐

- 緊急性が高い場合は、校長の判断で構成員を絞り、早急に対処方針を決定し措置を講じる。

- 必要に応じて、学校医、弁護士、臨床心理士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他校長が必要と認めた者は会議に参加できる。
- 毎月行う定例会において、いじめの兆しや心配される学生の情報共有を行い、いじめの事実確認、被害学生の保護・支援、高専機構本部への報告・情報共有、関係者の支援・指導、学校全体への指導、事後指導等について、校長のリーダーシップのもと、組織的に対応方針を決定し実行する。
- 具体的な調査・報告は、学生委員会、学生相談室、ハラスメント防止等対策室が、高専機構本部、関連機関（学校医、弁護士、臨床心理士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）や保護者と連携して行う。

4.いじめ問題への基本姿勢

(1) 全学的にいじめ防止に重点的に取り組んでいるとしても、いじめは起こり得るとの認識のもと対応の充実を図る。

(2) いじめの通報や相談があった場合やいじめを受けていると思われる時は、速やかに対処方針を決定し、いじめ防止対策委員会で情報を共有する。法の定義にのっとり、被害学生の主観に基づきいじめが疑われると判断された場合は、直ちに加害行為をやめさせる措置を講じる。

*主体:学生委員会, 寮務委員会, 担任・副担任, 学科会議等

(3) いじめをやめさせ、再発を防止するため、専門的な知見を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた学生や保護者に対する支援、及びいじめを行った学生に対する指導・支援又はその保護者に対する助言・支援を継続的に行う。

*主体:関係部署:学生委員会, 寮務委員会, 担任・副担任, 学科会議等

(4) いじめを確認した際には、24時間以内に高専機構本部に報告する。

*主体:学生主事・学生課長(課長補佐)

(5) いじめを受けた学生に対しては、その保護を第一に考えるとともに、自尊感情を守り高めるよう努める。また、保護者に対しては状況等を正確に説明し、必要な連携を求めるとともに、不安をできるだけ取り除くように努める。

*主体:学生委員会, 寮務委員会, 担任・副担任, 学科会議等

(6) いじめを受けた学生に寄り添い、徹底して守り通すことを伝え、意向を丁寧に聞き取り、不安を取り除くようにする。また、安心して教育を受けることができるよう必要に応じ適切な学習支援を行う。

*主体:教務委員会, 学習支援室, 担任・副担任, 学科会議等

(7) いじめを行った学生に対しては、組織的に決定した対応方針及び教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導等を行う。いじめを行った責任を自覚させ、真摯な反省を促す。また、保護者とも連携し、再発防止に向け適切かつ継続的に指導や支援を行う。この際、加害学生がいじめを行うに至った背景にも十分考慮する。

*主体:学生委員会, 寮務委員会, 担任・副担任, 学科会議等

(8) いじめを行った学生に対しては、必要があると認められる時は、いじめを受けた学生や他の学

生が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。また、教育上必要があると認められる時は、適切に懲戒を加える。

*主体:学生委員会, 寮務委員会, 担任・副担任, 学科会議等

(9) 客観的な事実に基づいた記録を残し、支援・指導に反映させる。

*主体:学生課長補佐, 学生課長, 学生主事

5. いじめ防止プログラム

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うため、年間の学校教育活動全体（寮生活に関わる事項も含む。）を通じていじめの防止に資する以下の取組を計画し実施する。全ての教職員の共有を踏まえ、このプログラムを実施し、学校全体を挙げいじめの未然防止に取り組み、その状況等は学生及び学生の保護者に周知する。

【前期プログラム】

| 月 | 学校行事 | いじめの未然防止 | 学生への教育啓蒙 | 教職員教育啓蒙 | 保護者教育連携 |
|---|---|---|-------------------------|-----------------------|-------------------------|
| 実働部署：担任(担), 教務委員会(教), 学生委員会(学), 学生相談室(相), 寮務委員会(寮), 執行部(執), 教職員全体(全) | | | | | |
| 4 | 入学式・始業式(教, 学, 寮) 二者面談(担)(寮) | ○ ◎ | ◎ ◎ | ○ | ○ |
| 5 | 二者面談(担)(寮) 学生総会(学) 授業参観(教) 保護者全体懇談(執)(寮) 春潮寮保護者役員会(寮) 心と体のアンケート調査(相) | ◎ ◎ | ◎ ◎ ◎ | ○ | ◎ ◎ ◎ |
| 6 | 前期特別時間割(教) いじめアンケート(学) 第1学年集会(学) 二者面談(担)(寮) | ◎ ◎ ◎ | ◎ ◎ ◎ | ○ | |
| 7 | 第2学年集会(学) 第3学年集会(学) 前期期末試験(教) | ◎ ◎ | ◎ ◎ | | |
| 8 | 夏期休業 | 本校 HP で、休業中の学生相談、保健室相談 (学生・保護者) 遠隔対応 | | | |
| 9 | 特別指導期間(教) | | | | |

【後期プログラム】

| 月 | 学校行事 | いじめの未然防止 | 学生への教育啓蒙 | 教職員教育啓蒙 | 保護者教育連携 |
|--|---|---|----------|---------|---------|
| 実働部署:担任(担),教務委員会(教),学生委員会(学),学生相談室(相), 寮務委員会(寮),執行部(執),教職員全体(全) | | | | | |
| 10 | 高専祭(学) 三者面談(担)(寮) 心と体のアンケート調査(相) | ◎ ◎ | ◎ ◎ | ○ | ◎ |
| 11 | 後期特別時間割(教) いじめアンケート(学)(寮) 二者面談(担)(寮) | ◎ ◎ | ◎ ◎ | ○ | |
| 12 | 学生会選挙(学) 冬期休業 | 本校 HP で、休業中の学生相談、保健室相談 (学生・保護者) 遠隔対応 | | | |
| 1 | 冬期休業 卒研発表(教) | | | | |
| 2 | 学年末試験(教) 春潮寮保護者役員会(寮) 学年末スポーツ大会(学) 終業式 | ○ | ◎ | ○ | ◎ |
| 3 | 特別指導期間(教) 春期休業 | 本校 HP で、休業中の学生相談、保健室相談 (学生・保護者) 遠隔対応 | | | |
| | 厚生補導研究協議会(学) カウンセリング研究協議会(相) | | | | |

● 学生のいじめ未然防止

- ・「いじめ早期発見・防止等調査アンケート(いじめアンケート)」を前期及び後期に実施し、クラスや寮での人間関係、加害・被害の状況、学生個々の心情を調査し、いじめ防止と問題解決につなげる。調査結果は、個人情報に配慮しつつ、いじめ防止対策委員会、担任、教科担当教員などと共有する。(学生委員会主導)
- ・「こころと体の健康調査」を前期及び後期に実施し、学校生活や寮生活で悩みを抱え込んでいる学生の存在を察知し、積極的かつ早期に救済対応を図る。(学生相談室主導)
- ・本校 HP からアクセスできる Forms による学生相談、保健室相談(遠隔相談、保護者相談を含む24時間受付)の実施(担任 SHR, Teams, 学校だより、全体懇談会で周知)

函館高専 HP <https://www.hakodate-ct.ac.jp/>

また、本校では登校自粛期間中における以下のオンライン相談窓口を設置しています。

お気軽に相談ください。

● 学校生活の悩みなどの相談

学生相談室

←クリックしてください

● 健康や体調面の相談

保健室

←クリックしてください

・学生意見箱の設置（学生課前の施錠されたポストに、学生が匿名あるいは署名で自由に意見を述べるができる制度。学生意見箱に寄せられた案件については、校長の指示のもと、学生主事が関係各所と相談・連絡をしながら問題解決にあたる。）

・担任はクラス学生と、寮務委員は寮生と、年に2~4回個人懇談を行い、クラスや寮での人間関係や生活についての相談を受け、いじめ防止と問題解決につなげる。いじめの訴えを受けた場合は、直ちに、いじめ防止対策委員会（主査：学生主事）に報告し、学生主事は率先して対応にあたる。

● 学生に対する教育啓蒙活動

・学生総会（5月）

・1学年~3学年の学年別集会（6月~7月）

・LHR活動による担任と学生との2者面談、担任・学生・保護者との3者懇談（4月~2月）

・「高専生のコミュニケーション入門」（第1学年授業）における対人関係基礎や情報リテラシー教育

・情報リテラシーに関する学科講演会（第3学年~第5学年）

・選択科目「ボランティア活動」履修支援

● 教職員に対する教育啓蒙活動

・厚生補導研究協議会、カウンセリング研究協議会での情報共有、啓蒙活動

・カウンセリング研究協議会での研修会「ハラスメントゼロを目指して」（全教職員参加義務）

・高専機構等が開催する研修会等への教職員積極的参加支援

● 保護者との教育連携活動

・保護者全体懇談会（5月）、春潮寮保護者役員会における情報共有、家庭での情報モラル教育への理解と支援

6. いじめ早期発見・事案対策マニュアル

(0) いじめが起きにくい・いじめを許さない、心通う環境づくり

(0)－1.クラス行事、いじめアンケート、心と体の健康調査、LHR、学生・保護者面談、家庭通信などを通じて、学校・学生・家庭相互に信頼ある学級経営を目指す。

【check 】

□広報委員会による中学校訪問によって得られた入学生の情報は担任と教科担任に共有され、必要な場合は、出身中学校等と連携しつつ、学生と保護者との入学前後の相談機会を充実させているか

□寮は入寮学生と保護者、留学生に対し相談窓口を設け、細かな支援を行っているか

□担任は SHR で学生の日常を観察し、うつむいている学生への声掛けを行っているか

□担任・教科担任は教室移動等を観察し、孤立している学生について情報共有を行っているか

□クラスメートや教員の間違いに冷笑や揶揄、見下す表現をする学生はいないか

(0)－2.教職員が、気づきを相互に伝えやすい、教職員間の安心できるネットワークを構築する。

【check 】

□担任（指導教員）や寮務委員が抱え込まず、副担任、学年団、学科・コースに相談し、更にいじめ防止対策委員会に報告・連絡・相談できるネットワークや機会が用意されているか

□学生や保護者に対して守秘義務を理解し対応しているか

(1) いじめ早期発見

「いじめは起こりうる」前提で、年4回、調査（いじめアンケート、心と体の健康調査）を実施し、加えて学生や保護者の声が届きやすいシステムと環境を整備（Forms、意見箱等）する。

【check 】

□学生委員会は、年2回、専攻科生を含む全学生に「いじめアンケート」を実施し、すみやかに集計後、結果を担任、寮務委員会といじめ防止対策委員会に報告し、状況の把握と情報の共有化をおこなっているか

□学生相談室は、年2回、専攻科生を含む全学生に「心と体の健康調査」を実施し、すみやかに集計後、結果を担任、寮務委員会といじめ防止対策委員会に報告し、状況の把握と情報の共有化をおこなっているか

□学生相談室と保健室は Forms による相談受付に対応し、守秘義務を踏まえて、いじめ防止対策委員会に経過報告を行っているか

□学生意見箱に寄せられた案件については、校長の指示のもと、学生主事が関係各所と相談・連絡をしながら問題解決に当たり、その結果をいじめ防止対策委員会で情報共有しているか。

(2)速やかないじめ事案対処

疑わしい事案や問題の報告を受けた教職員は、「いじめ防止対策委員会」(主査:学生主事)に連絡し、校長は、学生主事・学生課長・部長、その他必要な教職員とともに事案の対応措置を講ずる。

【check 】

- 被害学生の安全は守られているか
- 高専機構への問題把握の報告はできているか
- 調査を行う部署と責任者は段取りと見通しを校長に報告できているか

(3)重大事案への対応

いじめにより、本校に在籍する学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、並びにいじめにより本校に在籍する学生が30日以上学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、当該事態を重大事態として対処する。

【check 】

- いじめを受けた学生の生命及び心身は保護されているか
- 重大事態の疑いが生じた時点で、いじめ防止対策委員会(緊急の場合は、校長判断による組織)によって、質問票の使用、その他の適切な方法により調査を開始しているか
- 重大事態の疑いについて、随時その状況を機構に報告し、機構と対処方針を共有し十分に連携を図りながら迅速に対応できているか
- 重大事態と同種の事態の発生を防止するため、速やかに、いじめ防止対策委員会下に組織を設け、重大事態に係る事実関係を明確にしているか
- いじめを受けた学生の尊厳の保持及び回復(その保護者に対して適切な説明を行うべき責任を果たすことを含む。)を図っているか
- 重大事態に関する本校によるいじめ防止等に関する措置の実施の状況を分析して、当該重大事態と同種の事態の発生を防止するための提言を行うことを目的とする調査(以下「重大事態調査」という。)を行っているか
- 本校が重大事態調査を行う場合においては、あらかじめ機構の承認を得ているか
- いじめを受けた学生及びその保護者に対し、重大事態調査を行う組織の編成の基準及び調査方針等について適切な理解を得られるよう説明を行っているか
- 当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を、適切に、関係各所に提供しているか
- 学生が欠席を余儀なくされている重大事態にあつては、いじめを受けた学生及びその保護者の意向を十分に踏まえ、いじめの停止及び再発防止に関する対策を速やかに策定するとともに、当該対策に基づく当該学生の状況に応じた教育の確保のために必要な措置を講じているか
- 重大事態調査の結果を踏まえ、いじめの再発を防止するため、ポリシー、ガイドライン及び本校のいじめ防止等基本計画の見直しその他の必要な取組を行い、その実施状況についていじめを受け

た学生及びその保護者に対する報告並びにインターネットによる公表を行っているか

(4) いじめに係る情報収集と記録

対応措置を受け、問題内容に応じて、学生委員会・学生相談室・ハラスメント防止等対策室は、直ぐに関係各所への聞き取り調査等を実施し、いじめに係る情報の収集と記録、共有を行う。

【check 】

- 重大事態調査を行う場合においては、あらかじめ機構に報告し、承認を得ているか
- 学生への聞き取り調査は複数教員（担任を含むことが望ましい）でできているか
- 被害学生の保護者へ学校が問題を把握した経緯の報告はできているか
- いじめ防止対策委員会（あるいは校長が必要と思われる関係教職員）に調査経過報告はできているか
- 高専機構へ調査経過報告はできているか

(5) いじめ被害学生への支援・加害学生への指導等体制・対応方針の決定と保護者との連携、機構への報告

「いじめ防止対策委員会」は、保護者との連携、機構への報告を踏まえ、いじめ被害学生への支援内容と方法、加害学生への指導等体制、いじめ問題対応方針の決定を行う。

【check 】

- 被害学生への支援は、学生の保護者、地域住民、関係教育機関、児童相談所、法務局その他の関係者との連携を図りつつ、学生の学習・学校生活・寮・登下校等の安全安心を保障する、問題解決に向けた包括的な支援になっているか
- 加害学生への指導体制・対応方針は、その社会的道義性を含め加害学生と保護者に理解され、いじめを行った学生に対する指導等又はその保護者に対する助言等が継続的に行われているか
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処し、在籍する学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めているか
- 高専機構へ指導対応方針と指導経緯について報告はできているか

(6) 問題解決と継続的な支援、再発防止への対応

いじめ防止対策委員会は、発覚したいじめ問題に対して、また同種の発生を防止するため、速やかに問題に係る事実関係を明確にし、いじめを受けた学生の尊厳の保持及び回復（その保護者に対して適切な説明を行うべき責任を果たすことを含む。）を図り、問題に関する本校のいじめ防止等に関する措置の実施の状況を分析し、同種の事態の発生を防止する調査を行うとともに、教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な取り組みを計画的に行う。

【check 】

- 重大事態調査を行う場合においては、あらかじめ機構に報告し、承認を得ているか
- いじめの停止及び再発防止に関する対策を速やかに策定する際、いじめを受けた学生及びその保護者の意向を十分に踏まえたか
- 被害学生の状況に応じた教育の確保のために必要な措置を講じているか
- 教職員は、いじめを受けた学生を徹底して守り通す責務を有し、対応できているか
- 教職員に、学生が行ういじめを助長、あるいは、いじめを認識しながらこれを隠蔽し、放置することがないと調査徹底されているか
- 機構から受ける本校におけるいじめの防止等のための対策の実効性を確保するために必要な技術的支援等を指導改善に生かしているか
- いじめの防止等の対策のために作成した資料及び収集した資料について、学校として誤った廃棄等が行われることがないように、独立行政法人国立高等専門学校機構法人文書管理規則（機構規則第107号）に基づき、適切に取り扱っているか

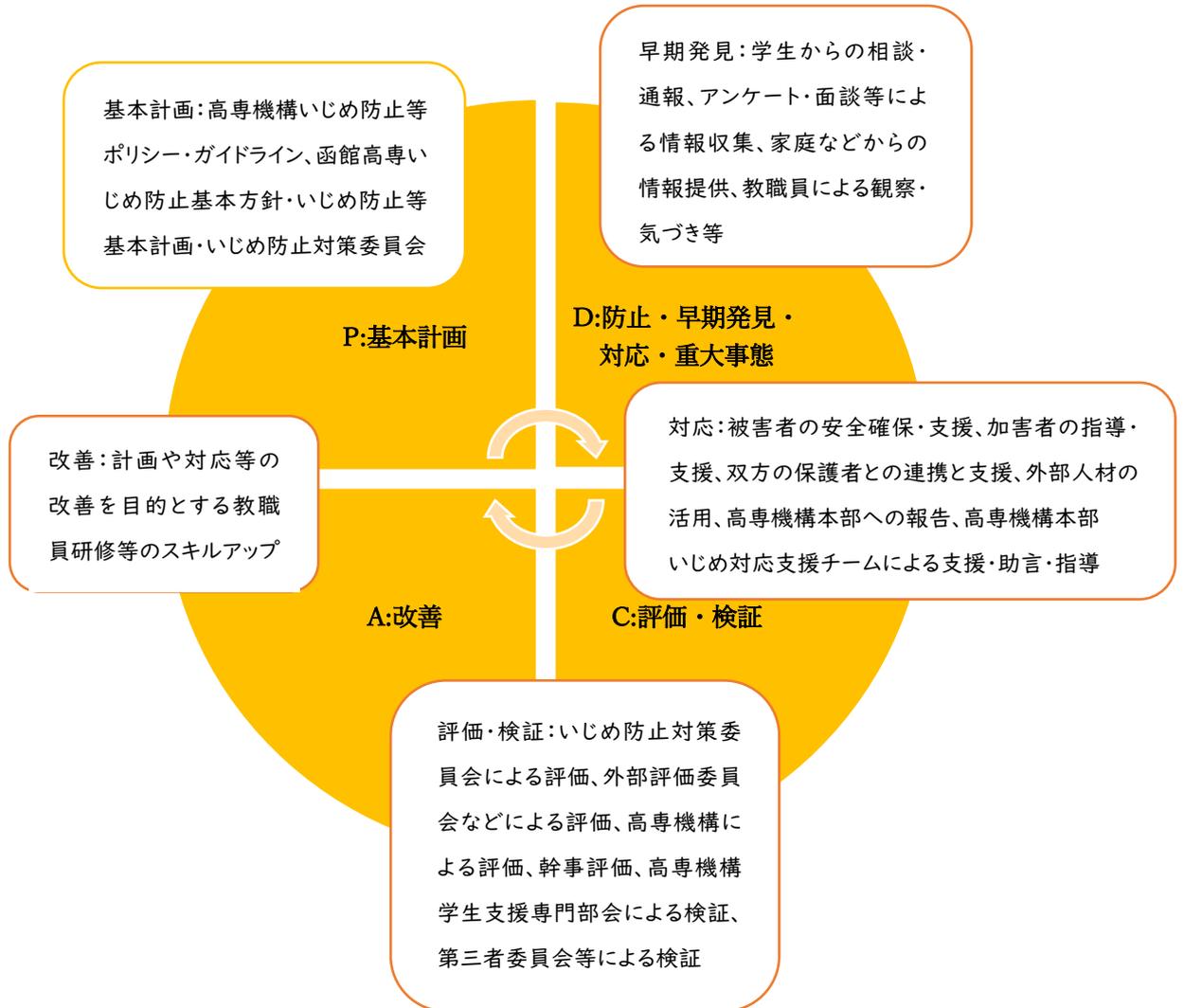
(7) いじめ防止対策の学生・教職員及び保護者への周知

本校は、いじめ調査の結果を踏まえ、いじめの再発を防止するため、ポリシー、ガイドライン及び基本計画の見直しその他の必要な取組を行い、その実施状況についていじめを受けた学生及びその保護者に対する報告並びにインターネットによる公表を行う。

【check 】

- 被害学生、保護者への報告、インターネットによる公表にあたって、あらかじめ機構の承認を得ているか
- 被害学生及びその保護者の意向を十分に踏まえた上で、公表にあたっているか
- 外部監査組織により、いじめ防止等の対策に関する監査を受け、是正又は改善を要する事項を含む監査の結果を公表しているか
- 外部監査組織に指摘された是正又は改善を要する事項に対し、必要な措置を講じているか

7. 函館高専いじめ防止 PDCA サイクル(概要図)



参考 1. 函館工業高等専門学校いじめ防止基本方針

(平成 27 年 2 月 23 日制定)

I いじめの防止等に関する基本的な考え方

1. 基本理念

(1) いじめは全ての学生に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての学生が安心して楽しく本校で学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的とする。

(2) 全ての学生がいじめを行わず、また、学生及び教職員がいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等の対策は、学生及び教職員が十分に理解できるようにすることを目的とする。

(3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた学生の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、本校、学生の保護者その他の関係者が連携していじめの問題を克服することができるようにすることを目的とする。

2. いじめの理解

(1) 「いじめ」とは、学生に対して、当該学生が在籍する学校に在籍している等、当該学生と一定の人間関係にある他の学生が行なう心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 本基本方針では、当該学生自身は仲間同士でふざけたり、遊び半分のつもりでも、相手の心や身体を傷付ける行為もまさに「いじめ」として定義する。

(3) また、相手が苦痛に感じていない場合でも、行為がエスカレートしてしまい周囲からみて常識では考えられない行為も「いじめ」として定義する。

3. いじめの禁止

(1) 学生は、絶対にいじめをしてはならない。

(2) 嫌がらせやいじわるも「暴力を伴わないいじめ」になるので、これも絶対にしない。

(3) また、自分が他人から言われたりされたりして嫌なことは、決して相手に行なわない。

4. 本校及び本校教職員の責務

(1) 本校及び本校教職員は、「いじめはどの学生にも、どの学校にも起こりうる」ことを認識し、いじめの定義やその有り様を十分に理解し、「いじめは絶対に許さない」との強い意識を持つ。

(2) 学生の保護者その他関係機関等との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組む。

(3) いじめの発生を明確に認めた場合には、いじめを受けた学生の安全を確保し、早期解消のため

め、組織的に適切かつ迅速に対処する。

II いじめの防止対策等

1. いじめの防止対策等の実施体制

総合的な防止対策等は、総合学生支援センター・学生相談室と連携を図りながら、学生委員会**が主導**して、実施する。

2. いじめの防止対策等

(1) 防止対策の基本として「いじめをしない、させない、見逃さない」意識の浸透を図るものとし、学生総会や学年別集会、特別活動を通じて学生への教育活動を推進する。

(2) 「いじめは人間として許されない行為」であること、「いじめを見て見ぬふりをすることなく、声を上げる勇気も必要である」こと等の理解を進めるための教育活動を推進する。

(3) 自分と自分以外の者も尊重する「思い遣り」や「人権尊重」の意識を育み、望ましい人間関係を実現しようとする社会人基礎力を高める活動を推進する。

(4) 「人と関わる楽しさ」や「人のために役立つ喜び」などの意識を学生に身を持って理解させるため、本校が設けている選択科目「ボランティア活動」の履修意義の周知を図り、単位取得を促進させる。

3. 教職員の資質向上等

(1) 国の基本方針やいじめの問題に関する通知等の周知徹底に努め、いじめの問題やこの問題への取組みについて理解を促す。

(2) 学生の間人間関係を慎重に見抜く危機意識、いじめの芽やいじめの根っこに気付く洞察力を醸成させるための意識啓蒙を推進する。

(3) 教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、校内外における研修機会等を確保し、資質・能力向上に取り組む。

4. 本校、家庭及び地域等との連携

(1) いじめの被害・加害は学生の健全な成長を妨げるものであり、本校のみならず、家庭内でも「いじめは決して許されない」との意識を養うことが必須であるため、保護者懇談会開催時や各家庭に送付する広報誌・文書などでいじめ防止等を周知し、学校・家庭との連携を図る。

(2) 町内会などと協力して、学生が参加するボランティア活動の場を多く創り、地域貢献を経験することで人格形成に良い影響を与える一助とするため、学校・地域との連携を図る。

(3) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、学生の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察への相談等、適切な連携を図る。

III 早期発見の取組み

1. 定期的な調査等

(1) いじめを早期に発見するため、「いじめ早期発見・防止等調査アンケート」を、原則として年2回定期に実施する。

(2) 学生の自殺予防のためのアンケート「こころと体の健康調査(自殺予防のためのチェックリスト)」の結果を活用して、積極的かつ早期にいじめを認知し、いじめの問題が深刻化する前に確実に解消していくよう努める。

2. 相談窓口の周知等

(1) 本校には総合学生支援センター・学生相談室があり、相談できる窓口の存在を周知し、一人で悩まずに声に出していくことが大切であることを啓発していく。

(2) また、校外における相談窓口や通報連絡先の周知、利用促進の働きかけを行う。

3. 保護者との連携

(1) 保護者に対しても、校内及び校外における相談窓口等を周知し、早期通報を促す。

(2) 保護者同士のネットワークを活用していじめに関する情報収集に努め、得られた情報を速やかに学校へ伝達するよう依頼する。

IV いじめを認知した場合の対応

1. 対応体制等

(1) 学校としていじめを認知した場合には、危機管理室に校長を本部長とする対策本部を設置し、ハラスメント防止等対策室とも連携して当該事案に対応する。

(2) 教職員は、認知・通報を受けた場合には、自ら又は一部の者で抱え込むことなく直ちにハラスメント防止等対策室に報告する。

(3) 学校は、いじめを受けた学生やいじめを知らせてきた学生の安全確保を最優先させる対応を取る。

2. 調査等

(1) ハラスメント防止等対策室は、当該事案に関わる学生等から速やかにいじめの正確な事実確認を行い、対策本部と情報共有を図る。

(2) 対応や情報共有に際しては、学生の個人情報の取扱い等、プライバシーに配慮する。

3. 対策本部の対応等

(1) 事実確認の結果、いじめと認知した場合には、いじめを止めさせ、再発防止の措置を講ずる。

(2) 被害・加害双方の学生の保護者に、事実関係を正確に伝え、事実に対する保護者の理解や了承を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

(3) 校長は、「事件・事故報告基準」に従い、高専機構本部に報告する。

4. 学生への対応等

(1) いじめを受けた学生に対しては、当該学生にとって信頼できる人(親しい友人・知人, 教職員等)と連携し、当該学生に寄り添い支える体制をつくる。

(2) いじめを受けた学生が安心して勉強その他の活動に取り組むことができるよう、当該学生が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

(3) いじめた学生に対しては、「いじめは人格を傷付け、生命、身体または財産を脅かす行為」であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。

(4) また、孤立感や疎外感を与えないような一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導を実施する。その際、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、学生の人格の成長に配慮した指導を行う。

(5) 指導とは別に懲戒処分を加えることを検討し、警察等の連携による措置も含め毅然とした対応を行う。

5. いじめが起きた集団に対する対応等

(1) 集団の中で起きたいじめを自分の問題として捉えさせ、いじめを止めることが出来なくても、いじめが起きていることを誰かに知らせることが必要であることを理解させる。

(2) はやしたてるなど同調していた学生に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

(3) 見ていただけの学生に対しても、何もしないのは消極的な加担行為であることを理解させる。

6. 継続的な指導

(1) いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。

(2) 全ての学生が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

V ネット上のいじめへの対応

1. ネット上のいじめの態様等

(1) ネット上のいじめは、携帯電話・スマートフォンやパソコンなどを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の学生の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりする方法によるものである。

(2) このようなネット上のいじめについても、他のいじめと同様に決して許されるものではないことから、ネット上のいじめの特徴を理解した上で、早期発見及び早期対応に向けた取組みが必要で

ある。

2. ネット上でのいじめの防止策等

(1) インターネットや SNS (ソーシャルネットワーキングサービス) を利用する際のモラル (倫理) やマナーについて、第 1 年次に開設される一般科目「高専生のコミュニケーション入門」や専門基礎科目「情報処理基礎」において取り上げるほか、毎年度、情報リテラシーに関する講演会を実施する。

(2) 教職員は、インターネット等に関する知識やネット上のいじめの実態を理解し、学生への情報モラルに関する指導力等の向上を図る。

(3) 教職員の指導力等の向上を図るため、高専機構等が開催する研修会等に教職員を積極的に参加させるとともに、新たな手口や最新の動向に関する情報の共有を図る。

(4) 利用マナーは、学校と家庭が協力して指導や教育をしていく必要があることから、保護者懇談会等の機会や各家庭に送付する広報誌・文書などによりネット上で行われるいじめの理解や情報共有、家庭での情報モラル教育によるいじめ防止等を周知し、学校・家庭との連携を図る。

(5) 本校学生相談室をはじめ、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関等の取組みについて周知する。

3. 早期発見と対応等

(1) LINE 上の「仲間はずし」「誹謗・中傷」などは、ネット上のみならず日常の学校生活の中でも自ずと浮き彫りになることから、教職員は学生の言動等に注意し、小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ努力を行う。

(2) ネット上の不適切な書込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取るものとする。

(3) 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合には、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり情報を削除したりできることから、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

(4) このような措置を講じるにあたり必要に応じて札幌法務局又は函館地方法務局の協力を求める。

(5) 学生の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあるときには、直ちに函館中央警察署に通報し、適切な援助を求める。

VI その他

本方針のほか、本校におけるいじめの問題については、「いじめ防止対策推進法 (平成 25 年法律第 71 号)」、「いじめの防止等のための基本的な方針 (平成 25 年 10 月 11 日文科科学大臣決定)」及び「独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー (平成 26 年 3 月 27 日理事長裁定。最終改定令和 2 年 4 月 30 日)」に基づき、適切かつ迅速に対処するほか、い

じめの防止等のための対策を効果的に推進する。

参考2:いじめ各種相談窓口

●24 時間子供 SOS ダイヤル(0120-0-78310) (文部科学省)

- ・小学生・中学生・高校生・大人誰でもOK
- ・全国どこからでも、夜間・休日を含めていつでも、いじめやその他の相談ができる
- ・この番号に電話すると自分が住んでいる場所(市町村)の相談員に繋がり、話ができる

●www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html (24 時間対応) (法務省)

- ・ネットいじめの相談
- ・小学生・中学生・高校生・大人誰でもOK
- ・パソコンや携帯電話からインターネットを利用していつでもアクセスでき、相談を行うことができる
- ・相談フォームに氏名、住所、年齢、相談内容等を記入し送信すると、最寄りの法務局から後日、メール・電話又は面談により回答

●渡島教育局・いじめ相談電話 (0138-47-9177) 月～金 8:45～17:30

●北海道中央児童相談所・子ども電話相談(0120-189-783) 24 時間受付

●北海道警察本部少年課少年相談 110 番(0120-677-110) 月～金 8:45～17:30